

ID: 186

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	施設使用料等の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例 第15条第1項
例 規 番 号	平成22年条例第38号
【根拠条文】 (施設使用料等の免除) 第15条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、施設使用料、附属設備等使用料及び駐車場使用料の全部又は一部を免除することができる。 2 前項の規定は、前条第1項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長は、公益上特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定めた基準に該当するとき、その他市長の承認を得たときは」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文、芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第7条及び第8条の規定による。 (施設使用料等の減免) 第7条 条例第15条の規定による施設使用料等の免除は、次に定めるところによる。 (1) 施設使用料等を全額免除する場合 ア 芦屋市が主催する行事に使用するとき。 イ 潮芦屋地区の地域住民で組織した公共的団体のうち、その規約に定める地域活動を目的とした行事で市長が認めたものに使用するとき(テニスコートとして屋外交流広場を使用する場合を除く。)。 ウ その他市長が特に必要と認めたとき。 (2) 施設使用料等の3割の額を免除する場合 ア 芦屋市が共催する行事に使用するとき。 イ 芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により承認された団体が条例第1条の目的のために使用するとき(テニスコートとして屋外交流広場を使用する場合を除く。)。 ウ 芦屋市民会館条例施行規則(昭和44年芦屋市規則第34号)第19条の規定により指定された団体が条例第1条の目的のために使用するとき(テニスコートとして屋外交流広場を使用する場合を除く。)。 エ 芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則(平成22年芦屋市規則第34号)第6条第1項に規定する福祉団体が条例第1条の目的のために使用するとき(テニスコートとして屋外交流広場を使用する場合を除く。)。 オ 市内に所在する国及び地方公共団体の機関が直接公共のために使用するとき。 カ その他市長が特に必要と認めたとき。 2 前項第2号の規定による施設使用料等の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 3 施設使用料等の免除を受けようとする者は、使用許可申請書の該当欄に必要事項を記入するとともに、第1項第1号イ又は同項第2号イ、ウ及びエに該当する使用者にあっては、関係職員の求めに応じ、これらに規定する団体であることを証する書類等を提示しなければな	

らない。

4 第1項の規定にかかわらず、条例別表第1備考第1項及び別表第2備考第2項の規定により加算される額については、免除の対象としない。

(駐車場使用料の免除)

第8条 条例第15条の規定による駐車場使用料の免除は、次に定める場合とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車を駐車するとき。
- (2) 芦屋市が主催する行事の講演者又はその関係者が使用する自動車を駐車するとき。
- 2 前項第1号の免除を受けようとする者は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳又はこれらの交付を受けていることが確認できる書類等を提示しなければならない。

別表第1(第11条関係)

施設使用料金表

1 国際交流センター

室名		広さ (㎡)	収容人員 (人)		施設使用料金(円)			
					朝	昼		夜
					午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後6時～午後9時30分
多目的室	201室	79	多目的室 (180)	48	2,440	1,420	1,420	3,150
	202室	79		48	2,440	1,420	1,420	3,150
	203室	79		48	2,440	1,420	1,420	3,150
204室		72	44		2,240	1,320	1,320	2,950
205室		43	26		1,320	810	810	1,730
206調理・試食室		78	30		4,170	2,440	2,440	6,000

2 潮芦屋集会所

室名		広さ	収容人員 (人)	施設使用料金(円)		
				朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時30分
101室		52㎡	32	1,730	1,930	2,240
102室		35㎡	22	1,220	1,520	1,830
103室		17㎡	12	710	810	1,010
104和室		8畳	16	1,010	1,120	1,220

3 屋外交流広場

区分		施設使用料金(円)					
		午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
屋外交流	テニスコートA	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	テニスコートB	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

広 場	テニスコ ートC	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
--------	-------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

備考

- 1 次の各号に掲げる使用をするときは、当該各号の使用に応じ、それぞれ当該各号に定める額をこの表の施設使用料に加算する。
- (1) 市外の居住者及び市外の団体等が使用するとき 使用区分に係る施設使用料の10割の額
- (2) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき。
- ア 入場料等が1,000円以下のとき 使用区分に係る施設使用料の3割の額
- イ 入場料等が1,001円以上のとき 使用区分に係る施設使用料の5割の額
- (3) 営利につながる展示(即売は禁止)のために使用するとき 使用区分に係る施設使用料の5割の額
- 2 前項の規定による加算額の算定において、10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。
- 3 2区分以上の区分を引き続いて使用しようとするときは、当該引き続いて使用する区分の間の時間は使用に供して差し支えないものとし、この間の使用料は徴収しない。
- 4 収容人員の欄の()書は、最大収容人員とする。

別表第2(第12条関係)

附属設備等使用料金表

種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
映写	液晶プロジェクター	1式	2,030	スクリーンを含む。
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	1,010	モニターテレビを含む。
音響	多目的室音響装置	1式	1,830	マイクを含む。
	204室・205室音響装置	1式	1,010	マイクを含む。
	多目的室ワイヤレスマイクロホン	1本	810	
	CDデッキ	1台	810	
照明設備	屋外交流広場照明設備	1時間	250	1時間未満は1時間とする。

備考

- 1 この附属設備等使用料は、全日をもって1単位とする。(施設の使用許可を受けていない区分については、使用の許可をしない。)
- 2 市外の居住者及び市外の団体等が使用するときは、附属設備等使用料の10割の額を加算する。

標準処理期間

1日

備考

設定年月日

平成28年4月1日

最終変更年月日

令和6年4月1日